令和8年度　中遠クリーンセンター維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条の３第２項に基づき、施設の維持管理の状況に関する情報を公表します。

１　処分した廃棄物の種類及び数量

処分した廃棄物の種類：一般廃棄物（可燃ごみ）　※ 燃焼室、ボイラーからの戻り灰や木質チップ（コークス代替燃料）の投入量を含む。

単位：ｔ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
１号炉	892.69	119.13	1,918.32	2,028.92	229.79	888.69	1,021.90						7,099.44
２号炉	1,980.09	2,021.79	789.14	62.33	1,980.71	1,903.37	1,107.82						9,845.25
計	2,872.78	2,140.92	2,707.46	2,091.25	2,210.50	2,792.06	2,129.72						16,944.69

２　燃焼室出口燃焼ガス温度及び集じん器入口燃焼ガス温度（月平均）

（１）燃焼室出口燃焼ガス温度

単位：℃

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
１号炉	951	917	927	948	975	921	922						937
２号炉	932	936	928	921	931	930	919						928

（２）集じん器入口燃焼ガス温度

単位：℃

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
１号炉	160	160	160	160	160	160	160						160
２号炉	160	161	160	160	161	160	161						160

３　冷却設備及び排出ガス処理設備にたい積したばいじんを除去した日

１号炉及び２号炉は、運転中は常時実施している。

４　煙突から排出される排出ガス中の一酸化炭素の濃度（月平均）

単位：ppm

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
１号炉	3.7	3.6	2.6	2.2	2.8	3.6	5.4						3.4
２号炉	3.6	3.2	2.5	4.5	3.5	3.3	4.9						3.6

※ 自主基準値は30ppm

5　排出ガス中のばい煙及びダイオキシン類の濃度

（1）ばい煙　　測定場所：煙突

	測定項目	単位	自主基準値	測定結果		
1号炉	ばいじん	g/m³	0.01以下	0.002 未満		
	窒素酸化物	ppm	30以下	9		
	硫黄酸化物	ppm	20以下	1		
	塩化水素	ppm	40以下	8		
	全水銀	μg/m³	*50以下	0.80		
	測定年月日			令和８年７月７日		
	測定結果の得られた年月日			令和８年７月25日		
2号炉	ばいじん	g/m³	0.01以下	0.002 未満	0.002 未満	
	窒素酸化物	ppm	30以下	2 未満	9	
	硫黄酸化物	ppm	20以下	1	1 未満	
	塩化水素	ppm	40以下	7	2	
	全水銀	μg/m³	*50以下	0.14	0.99	
	測定年月日			令和８年５月29日	令和８年９月10日	
	測定結果の得られた年月日			令和８年６月11日	令和８年９月30日	

※ 全水銀自主基準値は、大気汚染防止法で定める基準値と同じ値。

（2）ダイオキシン類及び一酸化炭素　　測定場所：煙突

	項目	単位	基準値	測定結果	測定年月日	測定結果の得られた年月日
１号炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m³	0.05以下	0.00180	令和８年７月７日	令和８年７月29日
	一酸化炭素	ppm	30以下	2	令和８年７月７日	令和８年７月25日
２号炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m³	0.05以下	0.00020	令和８年９月10日	令和８年10月14日
	一酸化炭素	ppm	30以下	2未満	令和８年９月10日	令和８年９月30日

※ ダイオキシン類の基準値は、自主基準値

※ 一酸化炭素の基準値は100ppm以下であるが、ここでは新ガイドラインの30ppmを表示